

様式第1（第4条の2関係）

① → 再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書  
（10kW未満の太陽光発電を除く）

② → 平成30年4月2日

経済産業大臣 殿

③ →

（ふりがな）とうきょうとちよだくかすみがせき  
申請者 住所（〒100-0081）  
（注1） 東京都千代田区霞が関1-1-1  
（ふりがな）けいざいさんぎょうかぶしきがいしゃ  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう けいざい いちろう  
氏名  
経済産業株式会社 代表取締役社長 経済一郎 実印  
（法人番号：000000000000）（注2）  
（法人にあつては名称、法人番号（法人番号がある場合）、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印）  
電話番号（00）0000-0000

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第9条第1項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

再生可能エネルギー発電事業計画 第1表による

申請事業計画使用燃料一覧 第2表による（バイオマス発電の場合）

担当経済産業局（注3）  C  ← ④

第1表  
再生可能エネルギー発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業計画の概要		備考			
事業者情報	再生可能エネルギー発電事業者名 (注4)	申請者と同じ (法人番号: ) ⑤	□地方税法第七十二条の四に規定する法人		
	代表者 (注4)	役職 (ふりがな)		← ⑥	
		氏名	申請者と同じ		
	役員 (注5)	役職 (ふりがな)	代表取締役副社長 けいざいはなこ	□別紙あり	
		氏名	経済花子		
		役職 (ふりがな)	取締役 けいざいじろう		
		氏名	経済二郎		
		役職 (ふりがな)	執行役員 けいざいさぶろう		
		氏名	経済三郎		
	住所 (注4)	(〒 - ) 申請者と同じ	← ⑦		
設備情報	発電設備の区分 (注6)	A	← ⑧		
	既設設備の更新 (注7)	<input type="checkbox"/> 有 既設設備ID 既設設備の出力 (kW) 既設設備名称 既設設備の所在地		← ⑨	
		<input checked="" type="checkbox"/> 無			
		RPS設備からの移行に係る事項 (注8)	RPS設備ID		
			RPS廃止日		平成 年 月 日
			RPS廃止届出日		平成 年 月 日
	RPS廃止届出日	平成 年 月 日	← ⑩		
	発電出力 (kW) (注9)	400.0	<input type="checkbox"/> 環境影響評価法に基づく環境影響評価のを実施中 <input type="checkbox"/> 条例に基づく環境影響評価のを実施中		
	設備名称	経済クリーン太陽光発電所	← ⑪		
	設備の所在地 (注10)	東京都千代田区霞が関1-1-1	□別紙あり		
事業区域の面積 (m <sup>2</sup> )	8,000	← ⑫			
太陽光発電設備の設置形態	<input type="checkbox"/> 屋根置き (□既設の建物等 □建設中・予定の建物等) <input type="checkbox"/> 設備設置者が所有する建物等 <input type="checkbox"/> 設備設置者以外が所有する建物等 <input type="checkbox"/> 設備設置者以外と共有する建物等	← ⑬			

	屋根の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 事務所、工場、店舗 <input type="checkbox"/> 学校、公共施設 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	<input checked="" type="checkbox"/> 地上設置			
太陽電池に係る事項 (注11)	<input checked="" type="checkbox"/> 設備設置者が所有する土地 <input type="checkbox"/> 設備設置者以外が所有する土地 <input type="checkbox"/> 設備設置者以外と共有する土地			
	製造事業者名	経済産業株式会社	← ⑭	
	種類	A1		
	変換効率	15.6%	<input type="checkbox"/> 除外事項該当性	
	型式番号	AB123C45	<input type="checkbox"/> 別紙あり	
風力発電設備に係る事項 (注12)	太陽電池の合計出力 (kW)	400.0		
	製造事業者名		← ⑮	
	型式番号		<input type="checkbox"/> 別紙あり	
配線方法 (注13)	NK認証番号			
		Z	← ⑯	
電気事業者への電気供給量の計測方法 (注14)	配線図 (単線結線図) のとおり		← ⑰	
事業内容	系統接続に係る事項 (注15)	接続契約締結日	平成30年4月5日	
		接続契約締結先	東京電力パワーグリッド株式会社	← ⑱
		工事費負担金	50,000,000円 (税抜き)	
	更新に係る事項 (注16)	接続枠の継承 (注17)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	← ⑲
		電源線の継承	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	事業実施工程 (注18)	設置工事開始予定日	平成30年9月1日	← ⑳
		系統連系予定日	平成30年12月13日	
		運転開始予定日	平成30年12月13日	<input type="checkbox"/> 運転開始済み
		設備廃止予定日	平成60年9月1日	
	保守点検責任者	責任者名: エネルギーメンテナンス株式会社 資源 太郎 (法人番号: 111111111111) (法人の場合)		← ㉑
保守点検及び維持管理計画 (注19)	⑳		<input checked="" type="checkbox"/> 別紙あり	
事業に要する費用 (注20)	保守点検及び維持管理費用	2,000,000円 (税抜き)		
	撤去及び処分費用	2,000,000円 (税抜き)	← ㉓	
	撤去及び処分費用の算定方法	廃棄物業者による見積		

	撤去及び処分の積立開始時期	平成30年12月	
	撤去及び処分の積立終了時期	平成39年 3月	
	月毎の積立金額	20,000円(税抜き)	
再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項			
(注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。 ㉔			
	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注21)		■
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		■
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。(注22)		■
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。		■
	発電設備又は発電設備を囲う柵等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること【20kW未満の太陽光発電の場合を除く。】。(注23)		■
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。		■
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。		■
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。		■
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。		■
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電の場合のみ】		□
		書類名	備考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか(法人にあつては、法人登記簿謄本)(注24)	登記事項証明書	㉕
	②印鑑証明書(注24)(注25)	印鑑登録証明書	㉖
	③設備の所在地に係る登記簿謄本(注24)	土地登記簿謄本	㉗
	④土地の取得を証する書類等(注26)	賃貸借契約書	㉘
	⑤建造物所有者の同意書(屋根置き太陽光発電のみ)(注27)	地上設置のため提出なし	㉙
	⑥発電設備の内容を証する書類(注28)	パワーコンディショナーの仕様書	㉚
	⑦構造図(注22)(注23)	位置図、設備場所の敷地図、パネル配置図、架台の概要図	㉛
	⑧配線図(注29)	単線結線図	㉜
	⑨接続の同意を証する書類の写し	系統連系承諾書、工事費負担金契約書	㉝

⑩接続検討申込書類等の写し（注30）	太陽光発電事業のため提出なし	34
⑪運転開始年月日等の証明書類（注31）	新設のため該当なし	35
⑫事業実施体制図（注32）	事業実施体制図	36
⑬関係法令手続状況報告書（注33）	関係法令手続状況報告書	37
⑭再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電のみ）（注34）	太陽光発電事業のため提出なし	38
⑮再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電のみ）（注35）	太陽光発電事業のため提出なし	39
⑯補助金確定通知書（注36）	該当なし	40
⑰その他1		
⑱その他2		41
⑲その他3（注37）		

第2表  
申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電の場合に記載）

燃料情報	燃料区分（注38）	燃料名（注39）	バイオマス比率（注40）	備考（注41）
	B	木質チップ（間伐材等由来）	20.123%	
	C	木質チップ（製材端材由来）	51.535%	
	D	木質チップ（建設廃材由来）	28.342%	
	F	A重油	%	起動時又は停止時のみに使用
バイオマス比率合計（注42）			100.000%	42

- (注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載すること。
- (注3) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。  
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、  
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、  
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注4) 申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記載することでも良い。
- (注5) 再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第591条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注6) 発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
S	太陽光発電設備のみ	10kW未満
T	太陽光発電設備（ダブル発電）	10kW未満
A	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
	太陽光発電設備	50kW以上2,000kW未満
	太陽光発電設備	2,000kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	—
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	—
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	—
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	—
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	—
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料）	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料）	10,000kW以上
5	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	—
Q	バイオマス発電設備（建築資材廃棄物）	—
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物・その他のバイオマス）	—

なお、複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

- (注7) 風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、地熱発電設備又は水力発電設備について、既設設備を更新し、更新後の発電設備（以下「リプレース発電設備」という。）について認定申請を行う場合は「有」、新設設備について認定申請を行う場合は「無」のボックスにチェックを付すこと。また、既に法第9条第3項の認定を受けている発電設備又はR P S設備（法附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される法附則第3条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条第1項の規定により認定を受けた新エネルギー等を電気に変換する設備をいう。）を更新するリプレース発電設備について認定申請する場合には、既設設備（更新前の設備）の設備IDを記載すること。上記以外の設備に関しては設備名称を記載すること。
- (注8) R P S設備からの移行に係る事項を記載すること。また、R P S設備について法第9条第1項の認定申請をする場合は、R P S設備について廃止の届出をした後に申請を行うこと。
- (注9) 発電出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が10kW未満となる場合は、様式第2により申請すること。
- (注10) 全ての所在地を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注11) 太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。  
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。

A 1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池、A 2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池、

- B：薄膜半導体を用いた太陽電池、C：化合物半導体を用いた太陽電池  
 変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることが  
 できるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボ  
 ックスにチェックを付すこと。
- (注12) 太陽電池の合計出力は小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。  
 出力20kW未満の風力発電設備についてのみ記載し、風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄  
 の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型  
 式番号」及び「NK認証番号」（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号を  
 いう。）を記載すること。
- (注13) 配線方法は、次の記号にて記載すること。  
 太陽光発電設備の場合 Z：全量配線、Y：余剰配線  
 太陽光発電設備以外の場合  
 A：1の需要場所に1引込の配線とする。  
 B：1の需要場所を2つの需要場所に分割し、需要場所ごとに1引込の配線とする。  
 C：電気事業法施行規則附則第17条に規定する需要場所の特例により、1の需要場所に2  
 引込の配線とする。
- (注14) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の  
 電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付す  
 ること。
- (注15) 当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおり正確に記載すること。
- (注16) 風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）又は地熱発電設備であって、リブレース発電設備であ  
 るものは、「接続枠の継承」及び「電源線の継承」の項目におけるボックスのうち該当する方にチ  
 ャックを付すこと。
- (注17) 接続枠とは、電力系統において確保されている送電に係る容量のことをいう。
- (注18) 運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日  
 の欄に運転開始年月日を記載すること。
- (注19) 保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について具体的に記述すること。  
 なお、項目欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを  
 付して、別紙として作成すること。
- (注20) 再生可能エネルギー事業を実施するに当たり必要となる主な費用の見込みについて記載すること。  
 なお、保守点検及び維持管理費用については、調達期間において必要となる費用の見込みについて  
 記載すること。撤去及び処分費用については、その算定方法についても記載すること。
- (注21) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガ  
 イドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注22) 当該申請に係る発電設備の周囲に柵がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
- (注23) 標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
- (注24) 公的機関の発行する書類については、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原  
 本に限る。
- (注25) 出力50kW未満の太陽光発電設備の場合は添付不要。
- (注26) 登記簿謄本上の所有者が設備設置者本人でない又は設備設置者本人を含む複数人である場合は、添  
 付すること。
- (注27) 建造物所有者が設備設置者本人でない又は設備設置者本人を含む複数人である場合は、添付す  
 ること。
- (注28) 発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設  
 備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証  
 する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽光  
 発電設備の場合は添付不要。
- (注29) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計  
 量法に基づく特定計量器であることを示すこと。
- (注30) 接続の同意を証する書類の写しを申請時に添付できない場合（50kW未満の太陽光発電設備を除  
 く。）又は風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）又は地熱発電設備である場合に添付す  
 ること。接続検討を行なわなかった場合には接続契約申込書の写しを添付すること。
- (注31) 既設設備（RPS設備であった発電設備を含む。）について認定申請する場合は、当該発電設備の  
 売電開始年月日を証する書類を添付すること。
- (注32) 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業  
 実施関連会社や、申請者が法人である場合には資本関係等を有する者の名称）を明らかにする書類  
 を添付すること。
- (注33) 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の現状が分かる書  
 類を添付すること。
- (注34) バイオマス発電に用いる燃料（メタン発酵ガス化発電の場合は原料）の種類や量、調達先等の調達  
 計画及び当該燃料の使用計画を明らかにする書類を添付すること。
- (注35) 地熱発電に用いる源泉等について継続的にモニタリング等を実施するなど、継続的かつ安定的に地  
 熱発電を行うために必要な措置を講ずる計画になっていることが分かる書類を添付すること。
- (注36) 設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支  
 援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等  
 補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。

- (注 3 7) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
- (注 3 8) 燃料区分の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について、燃料区分名を次の記号にて記載すること。  
〔燃料区分〕  
A：メタン発酵ガス、B：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）、C：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）、D：建設資材廃棄物、E：一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス、F：その他（助燃剤等）G：バイオマス液体燃料
- (注 3 9) 燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。
- (注 4 0) バイオマス比率は小数第 3 位（小数第 4 位を四捨五入）まで記載すること。
- (注 4 1) 起動時又は停止時のみに使用し、発電時に使用しない助燃剤は、備考欄に「起動時又は停止時のみに使用」と記載すること。使用燃料がメタン発酵ガスである場合は、備考欄に原料名を記載すること。
- (注 4 2) バイオマス比率合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。

#### 備考

- ・用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。図面、表等やむを得ないものは日本工業規格 A 3 とすること。



## 1. 記載方法

No	項目	必須有無	記入内容
①	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10kW以上の太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電の認定申請は、本様式により申請してください。</li> <li>※50kW未満の太陽光発電設備の申請は、再生可能エネルギー電子申請ホームページ (<a href="http://www.fit-portal.go.jp">http://www.fit-portal.go.jp</a>) により申請してください。</li> </ul>
②	—	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書の提出日を記入します。</li> </ul>
③	申請者情報	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の事業者情報を記入します。代行事業者が提出する場合であっても必ず発電事業者の情報を記入してください。</li> <li>・住所（法人の場合は登記すべき本店又は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名称（登記簿上の名称）及び代表者の役職名、氏名）には、ふりがな（ひらがな）を付し、印鑑を押印します（法人の場合は代表者の登記印、個人の場合は実印）。</li> <li>・法人の場合、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記入します。法人番号がない場合は記入不要です。</li> <li>・電話番号は日中に申請者に連絡のとれる電話番号を記入します。</li> </ul>
④	担当 経済産業局	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書を提出する担当経済産業局（申請書内（注2）より選択）を<b>記号</b>で記入します。</li> <li>・設備設置場所が複数の経済産業局にまたがる場合には、系統への連系点となる都道府県を管轄する経済産業局の記号を記入します。</li> </ul>
⑤	再エネ発電事業者名 ・地方税法第72条の4該当の有無	<b>必須項目</b> <b>選択必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・③申請者は発電事業者を記入するので、「申請者と同じ」と記入します。</li> <li>・地方税法第72条の4該当の有無は、発電事業者が地方税法第72条の4に規定する法人に該当する場合にチェックを付します。 （地方税法第72条の4に規定する法人） <ul style="list-style-type: none"> <li>— 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特別区その他政令で定める公共団体</li> <li>— 地方独立行政法人</li> <li>— 法人税法別表第一に規定する独立行政法人</li> <li>— 国立大学法人等及び日本司法支援センター</li> <li>— 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）に規定する地方公共団体金融機構</li> <li>— 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団</li> </ul> </li> </ul>
⑥	代表者 ・役員	<b>必須項目</b> （法人の場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・③申請者は発電事業者を記入するので、代表者欄は「申請者と同じ」と記入します。</li> <li>・役員欄は、登記簿謄本に記載されている役員（監査役も含む。）のうち代表者以外の申請している再生可能エネルギー発電事業計画に関係する者を正確に記入します。</li> <li>・役員として3名以上の者を記入する場合は、3番目までの役員については申請書内に記入し、4番目以降の役員については「別紙（役員）」を作成し、それぞれ役職名、氏名（ふりがなを付すこと）を記入します。</li> </ul>
⑦	事業者住所	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・③申請者は発電事業者を記入するので、「申請者と同じ」と記入します。</li> </ul>
⑧	発電区分	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該申請の対象となる設備の発電区分（申請書内（注5）より選択）を<b>記号</b>で記入します。</li> <li>・発電設備区分が「M」メタン発酵ガス化発電の場合で、メタン発酵ガスを購入して発電する場合は、備考欄へ「メタン発酵ガス購入」と記載すること。また、既存のメタン発酵設備を流用してメタン発酵ガス発電する場合には「既存メタン発酵設備流用」と記載すること。</li> </ul>

⑨	既設設備の更新	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20 kW以上の風力発電（洋上風力発電を除く）、地熱発電、水力発電について認定申請する場合に記入します。</li> <li>・ 20 kW以上の風力発電（洋上風力発電を除く）については、申請する発電設備の区分が陸上風力リプレースの場合は「有」、それ以外の場合は「無」を選択してチェックします。</li> <li>・ 地熱発電については、認定申請する発電設備の区分が全設備更新型リプレース、又は地下設備流用型リプレースの場合は「有」、それ以外の場合は「無」を選択してチェックします。</li> <li>・ 水力発電については、認定申請する発電設備の区分が、V、X、Yの場合、又はE、I、Jで廃止予定の既存発電設備の連系容量を活用して連系する場合は「有」、それ以外の場合は「無」を選択してチェックします。</li> <li>・ 「有」にチェックした場合、更新する前の既存の発電設備の出力及び名称、所在地について記入します。設備の設置が複数の地番にまたがる場合は、この欄に収まる範囲で記載し、欄中に収まらない分については「別紙（設備の所在地）」を作成し、地番を列挙してください。</li> <li>・ 既存の発電設備がRPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）又はFIT法（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）に基づく認定を受けていた場合、その認定を受けたことで付された設備IDを記入します。両方の認定を受けていた場合は、FIT法の設備IDを記入します。</li> </ul>
⑩	RPS設備からの移行	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定の申請に当たって、当該申請の対象となる設備についてRPS法に基づきRPS設備を廃止して、「新エネルギー等認定設備廃止届出書」を提出した場合、RPS法の認定を受けたことで付された設備ID、廃止した年月日、当該届出日を記入します。</li> <li>「新エネルギー等認定設備廃止届出書」の提出日以前にFIT法に基づく発電事業計画認定の申請はできません。</li> </ul>
⑪	発電出力 ・ 設備名称 ・ 設備の所在地 ・ 環境影響評価	必須項目	<p><b>（発電出力）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該申請の対象となる設備の発電出力（小数点第1位まで記入し小数点第2位切捨て）、設備名称、所在地（発電設備及び変電設備を設置する予定の地番）を記入します。</li> <li>・ 発電出力については、発電設備の定格出力を記入します。発電設備の仕様書等に記載される定格出力からパワーコンディショナー等の設備やシステムで発電出力を制御する場合は、その制御後の出力を記入し、制御の方法を証する書類を提出してください。（例：パワーコンディショナーの仕様書、その他制御機器等の仕様分かる書類）</li> <li>・ 発電出力を制御システム／装置で発電機器（発電機等）の定格出力以下に制御する場合に、発電出力設定値の変更は装置製造者以外の者が変更することが出来ないことと、特定者以外が変更できないことを証する装置製造者の書類を提出してください。</li> <li>・ バイオマス発電、地熱バイナリー発電等で高周波発電機を設置し、発電機出力を逆変換装置（インバータ）で商用周波数に変換する場合の発電出力は逆変換装置の定格出力を記入します。</li> <li>・ バイオマス発電で内燃機関（ガスエンジン等）による発電機を複数設置する場合や、地熱バイナリー発電で発電装置を複数設置する等の場合は、備考欄に「定格出力〇〇kW × 〇台」と記入します。</li> </ul> <p><b>（所在地）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所在地については、原則登記簿謄本の「所在」「地番」を記入し、住居表示がある場合は住居表示を記入します。</li> <li>・ 設備の設置が複数の地番にまたがる場合は、この欄に収まる範囲で記入し、欄中に収まらない分については代表地番と他〇筆と記入のうえ「別紙（設備の所在地）」を作成し、地番を列挙してください。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記中のため住居表示が未確定又は分筆後の番地が未確定の場合、申請時点では、その時点の土地の地番を記入し、後ろに（住居表示未確定）又は（番地未確定）と記入します。後日、地番が確定した後に、事前変更届出により変更します。</li> <li>・設備の設置場所の範囲は、以下の「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について」を参照ください。 <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/leg/nintei_seti.pdf">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/leg/nintei_seti.pdf</a></li> </ul> <p><b>(環境影響評価)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価法や地方公共団体が定める条例等に基づいて環境影響評価手続が必要となる設備に該当する場合にチェックを付します。</li> </ul> <p><b>(申請単位)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 一の需要場所に複数の発電設備がある場合、系統線に接続する再エネ発電設備を認定申請の単位とします。</li> <li>➤ ただし、系統線に接続する発電設備の中に発電設備区分が異なるものがあり、各々の発電設備の売電量が計量可能である場合は、発電設備区分ごとの発電設備を認定申請の単位とします。</li> <li>➤ 運転開始後に再エネ発電設備を増設する場合（新設設備として取り扱うもの）であって、当該発電設備の売電量が計量可能な場合は、当該発電設備を認定申請の単位とします。</li> </ul>
⑫	事業区域の面積	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該申請により設備を設置し、事業を実施する予定の区域の面積（小数点以下は切り捨て）を記入します。</li> </ul> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根置き太陽光発電の場合、発電設備が設置されている屋根の面積、又はその建造物の土地面積を記入します。</li> <li>・地上置き太陽光発電の場合、柵塀等で囲われる面積を記入します。</li> <li>・風力・水力・地熱発電の場合、発電設備、導水路、生産井・還元井等の設備を設置する土地及び当該設備の設置に伴って開発する土地の面積を記入します。</li> <li>・バイオマス発電の場合、発電所全体（発電機、変圧器、タービン、ボイラー、燃料設備等の主要設備及び付帯設備等）の面積を記入します。</li> </ul>
⑬	太陽光設置形態	<b>選択必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電の場合、その設置形態について、該当する項目を選択してチェックします。</li> </ul>
⑭	太陽電池	<b>選択必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電の場合、太陽電池の製造事業者名、種類、変換効率、型式番号、太陽電池の合計出力を記入します。</li> <li>・太陽電池については、「太陽光パネル型式リスト」に登録されているものから選択してください。</li> </ul> <p>※再生可能エネルギー電子申請トップページ「太陽光パネル型式リスト」 <a href="https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=0152800003rz40AAA">https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=0152800003rz40AAA</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変換効率については、「太陽光パネル型式リスト」に記載の実効変換効率を記入します。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。</li> <li>・型式番号が複数ある場合は、項目欄には何も記入せず、「別紙あり」のボックスにチェックを付し、「別紙（型式番号）」を作成し、型式番号を列挙してください。</li> <li>・太陽電池の合計出力については、太陽電池モジュールの出力の合計（小数点第1位まで記入し小数点第2位切捨て）を記入します。太陽電池モジュールの出力の合計と発電出力が同じ場合にも、再度その値を記入します。</li> </ul>

⑮	風力発電	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20kW未満の風力発電の場合のみ、風力発電設備の製造事業者名、型式番号、NK認証番号（一般社団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号 ※）を記入します。20kW以上の風力発電の場合は記入不要です。</li> <li>・型式番号が複数ある場合は、項目欄には何も記入せず、「別紙あり」のボックスにチェックを付し、「別紙（型式番号）」を作成し、型式番号を列挙してください。</li> <li>・その他の添付資料として、「日本海事協会発行の型式認証書」を添付してください。</li> </ul> <p>※一般社団法人日本海事協会HP「小形風車型式認証登録簿」  <a href="http://www.classnk.or.jp/hp/pdf/authentication/windmill_attestation/ja/smallwind/RE-071-03.pdf">http://www.classnk.or.jp/hp/pdf/authentication/windmill_attestation/ja/smallwind/RE-071-03.pdf</a></p>
⑯	配線方法	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該申請の対象となる設備の配線方法（申請書内（注13）より選択）を記号で記入します。</li> </ul>
⑰	供給量の計測方法	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気事業者に供給する電力量の計測方法を記入します。</li> </ul> <p>※販売電力量を計測する電力量計は計量法上の使用の制限を満たす計量器であること。    ※申請段階で電力量計が特定されていない場合は、電力量計を設置した後、「電力量計設置報告書」により速やかに報告すること。    ※増設分を既存設備とは別設備として新たに認定申請をする場合、「他設備の増設分として子メーター計測」と記入するとともに、他設備（既存設備）の設備IDも記入します。</p>
⑱	系統接続	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該申請の対象となる設備についての「接続の同意を証する書類」に記載されている接続契約締結日（＝接続の同意を得られた日）、接続契約締結先、工事費負担金の額を記入します。</li> <li>・認定申請の時点で接続契約が締結できていない場合には、この項目については空欄とし、後日、この項目欄に追記した申請書に、「接続の同意を証する書類」を添付して提出します。</li> </ul>
⑲	更新	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電（洋上風力発電を除く）、地熱発電のうち、既存の発電設備を更新（リプレース）した発電設備について認定申請する場合（⑨既設設備の更新の欄で「有」にチェックした場合）に記入します。</li> <li>・接続枠の継承については、既存の発電設備を廃止することを前提に、その発電設備が接続していた系統に接続し、接続枠（その系統において既存の発電設備から発電された電気を送電するために確保されている容量）を継承する予定である場合は「有」、それ以外の場合は「無」を選択してチェックします。</li> <li>・電源線の継承については、既存の発電設備から発電された電気を送電するために設置された設備（責任分界点よりも発電所側の電源線）を更新（リプレース）後の発電設備でも使用する予定である場合は「有」、それ以外の場合は「無」を選択してチェックします。</li> </ul>
⑳	事業実施工程	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置工事開始予定日については、発電設備を設置するための建設工事（土地造成が必要な場合は土地造成工事）の開始予定日を記入します。申請時において設置工事を開始している場合はその開始年月日を記入します。</li> <li>・系統連系予定日については、「接続の同意を証する書類」に記載されている連系予定日、又は記載がない場合には電力会社から連絡を受けている連系予定日を記入します。</li> <li>・運転開始予定日については、現時点における見込みを記入します。既に運転開始している場合は、「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始日を記入します。また、これまでバイオマス発電を行っていない既存設備で、新たにバイオマス燃料を発電に使用する場合は、バイオマス燃料の使用開始年月日を括弧書きで記入します。</li> <li>・設備廃止予定日については、発電事業を終了し、設備を廃止する予定日を記入します。水力発電や地熱発電については、特に長期的な発電が可能なものであり、認定を受けようと</li> </ul>

			する設備全体を更新する予定日を記入します。
⑳	保守点検責任者	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>保守点検責任者の氏名を（法人である場合には法人番号も）記入します。保守点検責任者とは、どのような保守点検をいつ行うか等について決定する責任を有する者であり、設備設置者がそれに当たる場合は設備設置者の情報を記入します。</li> </ul>
㉑	保守・維持管理計画	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施周期等）について具体的に記入します。別紙として保守点検及び維持管理計画表を添付する場合は、項目欄には何も記入せず、「別紙あり」のボックスにチェックを付し、下記により作成してください。</li> </ul> <p><b>(保守点検及び維持管理計画表)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電設備の保守点検項目及び維持管理計画を表形式で作成すること。</li> <li>保守点検項目は発電設備の種類により日常点検、週間／月間点検又は運転時間での点検、定期点検（年度単位）として記載します。 また、電気事業法で定期事業者検査（法定検査）が規定されている設備／機器は、この検査の実施周期を記載します。労働安全衛生法等関連法規で定期検査が規定されている設備／機器も検査の実施時期を記載します。</li> <li>電気事業法の規定で保安規程届出対象の発電設備の保守点検計画表は、保安規程に替えてもよいものとします。ただし、上記の主要設備の保守点検計画が記載されてなければなりません。</li> <li>水力発電、地熱発電、バイオマス発電の保守点検計画表は次の主要設備・機器毎に作成します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 水力発電設備 取水設備、導水管、水車、発電機、電気設備毎</li> <li>② 地熱発電設備 生産井、還元井、汽水分離器、タービン、発電機、バイナリー発電装置（バイナリー発電方式のみ）冷却装置、電気設備毎</li> <li>③ バイオマス発電設備（発電方式により異なる） ボイラー、タービン、発電機、電気設備（開閉装置、所内電気設備等）メタン発酵槽、ガスホルダー、ガスエンジン又はディーゼルエンジン熱分解ガス化炉 燃焼方式バイオマス発電：ボイラー、タービン、発電機及び電気設備毎 内燃機関方式バイオマス発電：内燃機関、発電機、電気設備毎 メタン発酵ガス発電：上記にメタン発酵設備を加えること 木質等分解ガス化発電：上記にガス化炉を加えること。</li> </ul> </li> </ul>
㉒	費用	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電事業を実施するに当たり必要となる主な費用及び積立計画の見込み額を記入します。</li> <li>保守点検及び維持管理費用については、調達期間において必要となる費用の見込み額を記入します。</li> <li>撤去及び処分費用については、その算定方法についても記入します。水力発電や地熱発電については、特に長期的な発電が可能なものであり、設備を更新しながら継続的な発電を計画している場合には、そのための費用を記入してもよい。</li> </ul>
㉓	遵守事項	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事項について遵守することに同意する場合には、当該事項のボックスにチェックを付します。</li> </ul> <p>※事業を実施するに当たり、該当する事項を遵守することに同意できない場合は、認定基準を満たしているとは認められないため、認定できませんのでご注意ください。</p>

⑳	添付書類①	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の場合は住民票の写し、住民票記載事項証明書【原本】、又は、戸籍謄（抄）本【原本】のいずれか、法人の場合は会社等の登記事項証明書を添付します。</li> <li>・申請日より3カ月前から当該申請日までの間に発行された原本を添付します。</li> </ul>
㉑	添付書類②	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書に押印した申請者の印鑑登録証明書を添付します。</li> <li>・申請日より3カ月前から当該申請日までの間に発行された原本を添付します。</li> </ul>
㉒	添付書類③	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備所在地の取得を確認する書類として、認定申請に係る全ての土地の登記簿謄本を添付します。</li> <li>・申請日より3カ月前から当該申請日までの間に発行された原本を添付します。</li> <li>・屋根置き太陽光発電の場合は添付不要です。ただし、登記されない建物（カーポート等）に設置する場合は、土地の登記簿謄本を添付します。</li> </ul>
㉓	添付書類④	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記簿謄本に記載される権利者と申請者が異なる場合は、下記のいずれかの書類を添付します。</li> <li>&lt;設置場所を所有して売電事業を行う場合であって、登記が完了していない場合&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>①売買契約書の写し</li> <li>②双方の印鑑証明書【原本】</li> </ul> </li> <li>&lt;設置場所において、賃貸、又は、地上権設定を受けて売電事業を行う場合であって、登記が完了していない場合&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>①賃貸借契約書、又は、地上権設定契約書の写し</li> <li>②双方の印鑑証明書【原本】</li> </ul> </li> <li>&lt;申請時点で、設置場所の所有、又は賃貸・地上権設定を受けていない場合&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>①権利者の証明書</li> <li>②双方の印鑑証明書【原本】</li> </ul> </li> </ul> <p>※売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し、権利者の証明書については、実印の押印が必要です。ただし、賃貸借契約の場合であって、申請者が実印を保有していない場合には、本人確認書類（運転免許証や保険証のコピー等）を添付することで、申請者本人が行った契約行為と見なし、認め印で良いこととします。</p> <p>※設置場所が共有地の場合（共有者の1人が申請者の場合も含む）、上記の書類については、登記簿謄本に記載された共有者全員の書類が必要です。登記簿謄本に現在の共有者が全て明記されていない場合は、共有者全員の名簿も提出して下さい。また、その場合は共有者に権利が移っていることを証明する書類の提出も必要です。</p> <p>※設置場所が海域等で所有者や管理者が存在しない場合は、上記添付書類は不要です。</p> <p>※上記の書類が揃わない場合の対応については以下の「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について」を参照下さい。</p> <p><a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/leg/nintei_seti.pdf">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/leg/nintei_seti.pdf</a></p>
㉔	添付書類⑤	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電において、屋根・屋上に設置する場合には、以下の書類を添付します。</li> <li>&lt;自己所有の建物の場合&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の登記簿謄本</li> <li>（登記が完了していない場合は、建築確認済証+売買契約書又は請負契約書、施工業者が申請者の場合は、建築確認済証のみ）</li> </ul> </li> <li>&lt;他人所有の建物の場合&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の登記簿謄本（建物が未完成の場合は建築確認済証）</li> <li>・賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し、無償使用に関する建物所有者の同意書又は権利者の証明書・印鑑証明書【原本】</li> </ul> </li> <li>・建て替えの場合は建て替え後の建物についての書類が必要です。また、登記されない建</li> </ul>

			<p>物（カーポート等）に設置する場合は、土地の登記簿謄本を添付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の書類が揃わない場合の対応については、「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について」を参照下さい。  <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/le_gal/nintei_seti.pdf">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/le_gal/nintei_seti.pdf</a></li> </ul>
③⑩	添付書類⑥	<b>選択必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電設備の計画仕様、定格を示す仕様書等及び構成、構造、外形を示す図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付します。  海外製の設備／機器は製造国を特定できる記載内容であることが必要です。  また、海外製の設備／機器で英文仕様書の場合は主要事項の和訳版を、英文の図面には主要箇所に和文で併記した図を添付する必要があります。</li> <li>太陽光発電設備の場合は、「太陽光パネル型式リスト」に登録されているものから選択して記入するため、太陽電池に関する仕様書は不要ですが、「発電出力」を確認するため、パワーコンディショナーに関する仕様書を添付します。</li> <li>風力発電設備については、以下の主要な発電設備の仕様書、図面を添付します。  発電機、風力機関の主要仕様、定格を示す仕様書又は仕様・定格表及び外形図、構造図、組立図、平面図など。</li> <li>水力発電設備については、以下の主要な発電設備の仕様書、図面を添付します。  水車、発電機、仕切弁等の主要仕様、定格を示す仕様書又は仕様・定格表及び外形図、構造図、組立図、平面図など。</li> <li>地熱発電設備については、以下の主要な発電設備の仕様書、図面を添付します。  生産井及び還元井構造図、汽水分離器の仕様・定格及び外形図、タービン、発電機等の主要仕様、定格を示す仕様書又は仕様・定格表及び外形図、構造図、組立図、平面図など。バイナリー発電の場合は発電装置の仕様・定格及び外形図、組立図など。</li> <li>バイオマス発電設備については、以下の主要な発電設備の仕様書、図面を添付します。  「燃焼型発電」：炉・ボイラー、タービン、発電機等の主要仕様、定格を示す仕様書又は仕様・定格表及び外形図、構造図、組立図、平面図、断面図など  「メタン発酵ガス発電」：メタン発酵設備、ガスホルダー、ガスエンジン・発電機等の主要仕様、定格を示す仕様書又は仕様・定格表及び外形図、構造図、組立図、平面図、断面図など  「熱分解ガス化発電」：ガス化炉、ガス改質装置、ガスエンジン・発電機等の主要仕様、定格を示す仕様書又は仕様・定格表及び外形図、構造図、組立図、平面図、断面図など</li> <li>書類名は適切な名称を記入します。</li> </ul>
③⑪	添付書類⑦	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造図は、発電設備の系統接続位置（引込柱）、施設・設備の構造形状や配置関係などの物理的又は地理的な構造を示す平面図や断面図などです。  標識の掲示場所（太陽光20kW未満を除く）、柵塀等の設置場所（屋根置きなど第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除く）を、平面図等に分かるように必ず記入します。</li> <li>図面には必ず縮尺を記入します。</li> <li>添付する全ての図面に適切な名称を記入します。</li> <li>発電設備の区分ごとの添付図面は次のとおりです。  (太陽光発電設備)  位置図（地図）、設置場所の平面図（敷地図）、パネル配置図、架台の概要図</li> </ul>

			<p>※太陽光50kW未満で、設備の構造が2.参考③～⑤に記載する標準構造図の場合は、「標準構造図と同じ」と記入し、添付は不要です。</p> <p>(風力発電設備) 位置図(地図)、設置場所の平面図(敷地図)、発電設備(風車等)の配置図</p> <p>(水力発電設備) ① 水路式発電所の場合 位置図(地図)、発電所設置場所敷地図、取水設備～導水路～沈砂施設～水圧管路～水車～放水設備を示す平面図及び縦断面図、発電所設置場所敷地図、水車・発電機配置図。</p> <p>②ダム式又はダム水路式発電所の場合 位置図(地図)及びダムの平面図、縦断面図、発電所設置場所敷地図、取水設備～導水路～水圧管路～水車～放水設備を示す平面図及び縦断面図、発電所設置場所敷地図、水車・発電機配置図。</p> <p>(地熱発電設備) 位置図(地図)、発電所設置場所敷地図、発電設備配置図(生産井～発電設備～還元井を示す平面図)、システムフロー図(主蒸気系統:生産井～発電設備～還元井及び冷却水系統)。</p> <p>(バイオマス発電設備) 位置図(地図)、敷地図(発電設備を設置する敷地全体及び附属施設・設備の設置状況を示す図面)、以下の発電設備区分の発電設備配置図、システムフロー図(バイオマスを電気に変換するシステム工程を示す図面)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃焼方式発電所: 全体配置図、ボイラーヤード配置図、タービン建屋内配置図及び開閉所等の配置図</li> <li>・ 内燃機関方式発電所: 全体配置図、エンジン・発電機配置図及び付帯設備配置図</li> <li>・ メタン発酵ガス発電所: 全体配置図、メタン発酵設備配置図、発電設備配置図、その他付帯設備配置図</li> </ul>
⑳	添付書類⑧	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配線図は、発電機(発電設備)から取引用電力量計を経由して系統線(送配電線)までの配線状況を示す図面です。一般的には単線結線図と呼ばれています。</li> <li>・ 記載方法㉑の配線方法が確認できる記載とします。</li> <li>・ 太陽光50kW未満で、設備の配線が2.参考⑥～⑧に記載する標準配線図の場合は、「標準配線図と同じ」と記入し、添付は不要です。</li> <li>・ 配線図上の電力量計(VCT、MOF※を含む)を引出し線で指し示し、「計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置する」旨について記載します。 (本記載要領の2.①「配線図の電力量計、蓄電池等に係る補足説明」を参照)</li> <li>・ バイオマス発電、地熱発電、水力発電において蓄電池(直流電源用、エンジン始動用)及び非常用発電機を設置する場合は、これらから系統に逆潮流しない設計とし配線図にこれを確認できる記載とします。 また、バイオマス発電等において太陽光発電設備を設置して自家消費電源とする場合は、系統に逆潮流しない設計とし、逆潮流しないことが配線図で確認できるよう記入します。</li> <li>・ 配線方法がB、Cの場合は発電設備の補機の電源は発電機出力から供され、発電設備以外の設備の電源は買電受電回路から供されることを確認できる記載とします。</li> <li>・ 書類名は適切な名称を記入します。</li> </ul> <p>※一の需要場所内に、系統線に接続する発電機が複数ある場合は、全ての発電機が記載されている配線図を提出します。</p>



			※VCT、MOF：計器用変圧器、取引用計器用変流器のこと。
③③	添付書類⑨	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送配電事業者と接続契約が締結されていること（連系承諾＋工事費負担金の額までを定めた契約が締結されていること）を証明するための書類を添付します。</li> <li>・認定申請の時点で接続契約が締結できていない場合には、この項目については空欄とし、後日、「接続の同意を証する書類」を添付する形で、「系統接続に係る事項」欄に記載した上で申請書を提出します。</li> </ul>
③④	添付書類⑩	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電設備（洋上風力発電設備を除く）又は地熱発電設備である場合は、接続検討申込書類の写しを添付します。</li> <li>・書類名は適切な名称を記入します。</li> </ul>
③⑤	添付書類⑪	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設設備の場合は「新設のため該当なし」と記入します。</li> <li>・既設設備（RPS設備であった発電設備を含む）について認定申請する場合は、当該発電設備の発電開始年月日を証する書類、バイオマス混焼のRPS設備については、バイオマス燃料を使用開始したことを証する書類（使用燃料が分かる運転月報、燃料使用記録表など）を添付します。</li> </ul>
③⑥	添付書類⑫	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達期間にわたり、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものかを確認する書類として、事業実施体制を示す書類を添付します。（本記載要領の2. 参考⑩⑪参照）</li> <li>・事業実施体制図は保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者が法人である場合には資本関係等を有する者の名称及び連絡先を明記します。</li> <li>・海外製主要設備／機器の場合、保守点検及び維持管理体制が国内で整っていることが確認できる記載とします。</li> </ul>
③⑦	添付書類⑬	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の現状を確認するために「関係法令現状報告書」を添付します。</li> </ul>
③⑧	添付書類⑭	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマス発電の場合のみ必要となります。</li> <li>「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」（別途様式あり）の注意事項及び記載例に従い作成します。</li> </ul>
③⑨	添付書類⑮	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地熱発電設備である場合に、源泉モニタリングに係る実施計画及び源泉モニタリングの実績が分かる書類を添付します。</li> <li>・源泉モニタリングに係る実施計画については、事業計画策定ガイドライン（地熱発電）における「表 源泉モニタリングの要件」に記載する要件に照らして策定します。その際、実施計画の冒頭部分に、「表 源泉モニタリングの要件」の該当する区分や、測定箇所・測定頻度・測定項目が記載されているページを明記すること等により、当該要件と記載内容の対応関係が分かりやすいようにまとめます。</li> <li>・当該要件を満たしていない場合は、備考欄に「ガイドライン要件と相違あり」と記載するとともに、同計画の中で、その適切性や妥当性について説明します。</li> <li>・源泉モニタリングの実績については、FIT認定申請を行う1年前から取得したデータを提出します。</li> <li>・なお、実施計画及び実績の双方とも、設備の所在地とモニタリング地点の位置関係が分かる地図を添付します。</li> </ul>

④⑩	添付書類⑩	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電設備を導入するに当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」、「中小水力・地熱発電開発費等補助金」のいずれかを受給している場合は、受給された期間の全ての補助金額確定通知書のコピーを添付します。</li> <li>※「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」及び「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」については、平成21年度より統合され、「新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金」として執行されているため留意してください。</li> <li>・書類名は適切な名称を記入します。</li> </ul>
④⑪	添付書類⑪以降	任意項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添付書類①～⑩以外に書類の添付が必要な場合には、その他1、その他2、その他3の欄に書類名を記入します。さらに添付書類がある場合は、その他4、その他5・・・と添付書類数と同数の記載欄を追加し、書類名を記入します。</li> <li>【環境影響評価について】</li> <li>・環境影響評価法や地方公共団体が定める条例等に基づいて環境影響評価手続が必要となる設備については、環境影響評価方法書※1に関する手続を開始したことを証する書類※2を添付します。</li> <li>※1 環境影響評価方法書の名称 <ul style="list-style-type: none"> <li>・手続を定める条例等によっては、「環境影響評価方法書」という名称ではないものもありますが、その場合は「環境影響評価方法書」に類する書類、すなわち、環境影響評価を行う方法について検討した内容を記載する書類に当たるものを添付します。</li> </ul> </li> <li>※2 証拠書類の例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの</li> <li>・方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報誌のコピー（方法書そのものでは手続を開始した証拠書類とはみなせません）</li> <li>・方法書提出の受付機関の受領印が押印された書類の写し（法律・条例等に基づいて提出されたものであることが分かるものに限る）</li> </ul> </li> <li>【複数の需要場所に太陽光発電設備を設置する場合】</li> <li>・電気の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合、当該隣接する複数の建物の所有者及び当該太陽光発電設備の設置者が同一の場合に限って、それらの太陽光発電設備を電線路でつなぎ、1発電設備として設備の認定を受け、電気事業者との系統連系は1カ所として売電することができます。こうした申請をする場合には、所有者が同一であることを確認するため、以下のいずれかの書類を添付します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 当該隣接する複数の建物の登記簿謄本（写しでも可）</li> <li>- 売買契約書の写し</li> </ul> </li> <li>【中小水力発電の場合】</li> <li>・中小水力発電設備である場合は、接続検討申込書類の写しを添付します。</li> <li>【バイオマス発電の場合】</li> <li>・バイオマス発電設備の添付書類は、使用燃料、発電方式等により異なりますが、一般的には以下のような書類となります。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. バイオマス燃料の調達及び使用計画書（添付書類⑭） <ul style="list-style-type: none"> <li>当該計画書の注意事項及び記載例に従い作成します。（別途様式あり）</li> </ul> </li> <li>2. 燃料安定調達書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料安定調達書類は申請単位（発電所単位）で供給者の証明、供給燃料名、供給数量、供給場所、供給期間等が記載されていること。なお、契約内容が短期間（数年）の供給となる場合は、必ず契約更改時に期間を更新する等の記載があること。</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>

		<p>※「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」を参照すること。</p> <p>① すべてのバイオマス燃料 発電事業者へバイオマス燃料を供給する燃料供給者との売買契約書等</p> <p>② メタン発酵ガスの原料 原料が発生源において廃棄物か有価物であるかを確認の上、有価物である場合は発電事業者へ原料を供給する業者との売買契約書等 メタン発酵ガスを購入して発電する場合は、メタン発酵ガス供給者との売買契約書等</p> <p>③ 輸入木質バイオマス（チップ、ペレット、木質炭化物等）及び農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（PKS、パームトランク、パーム油） 国内の燃料調達事業者だけに留まらず、現地（原産国）燃料調達事業者等との（直接又は商社等を通じた間接の）売買契約書、覚書等</p> <p>3. バイオマス燃料の証明書類</p> <p>・燃料調達に関し、持続可能性（合法性）が証明された燃料を用いることを証明する書類を添付します。</p> <p>3-1. 木質バイオマス証明書類 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスであることの証明書（様式）。 ※様式は上記ガイドラインを参照してください。 ※本証明書は木質バイオマス燃料を供給開始時から供給単位毎に証明する書類です。</p> <p>3-2. 輸入バイオマス燃料の合法性、持続可能性の証明書類 次の輸入バイオマス燃料を使用する場合は、以下の書類を添付する必要があります。 ※「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」を参照すること。</p> <p>・木材由来のバイオマス燃料（チップ、ペレット、木質炭化物） 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく森林認証制度及びC o C 認証制度における合法性、持続可能性の証明書類。</p> <p>・ゴムノキや果樹等の木材を原料としたバイオマス燃料 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく個別企業等の独自の取組による証明方法により事業者が取得した「認証機関によるバイオマスに係る事業者認定書」。</p> <p>・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料 パーム油については、生産・加工・流通を行う取扱者において、例えばRSPOなどにより、環境・社会への影響や労働の評価、かつ非認証油と混合することなく分別管理されているかなど持続可能性が認証された書類。 パーム油以外のバイオマス液体燃料についても、パーム油に準じた取り扱いとし、持続可能性を認証する書類。</p> <p>4. 木質チップ（建設廃材由来）の調査票 ※建設資材廃棄物のみ</p> <p>・調達予定の建設資材廃棄物について、事前に、調達予定地域の「木材資源リサイクル協会」と調整し、「木質チップ(建設資材廃棄物)の調達について」（別途様式あり）を添付します。</p> <p>5. 使用燃料の発熱量等計量分析実施予定書</p> <p>・使用する燃料の発熱量・水分率を計量分析することを約する書類です。燃料ごとの分析項目を記載した分析結果報告書のサンプル又はフォーマットを添付します。</p> <p>・燃料区分が単一の場合は、添付不要です。 (本記載要領の2. 参考⑫参照)</p> <p>6. バイオマス比率計算方法説明書</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該申請設備の具体的なバイオマス比率算定方法を説明する書面であり、バイオマス燃料使用計画書に基づく1ヶ月分の使用数量により、バイオマス比率の試算を作成し、添付します。 (記載要領の2. 参考⑬参照)</li> <li>7. 燃料使用量記録表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・月毎の燃料毎の使用量の計量データを記録する書類です。 具体的には、燃料使用量記録表、運転月報、燃料受払簿等です。</li> <li>・燃料区分が単一の場合は、添付不要です。</li> </ul> </li> <li>8. 燃料調達に係る誓約書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他事業者のバイオマス燃料の調達に著しく影響を及ぼすことなく調達することを約する書面です。 (本記載要領の2. 参考⑭参照)</li> </ul> </li> <li>9. 輸入バイオマス燃料のトレーサビリティを証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入するバイオマス炭化燃料及びバイオマス液体燃料について、バイオマス燃料に非バイオマス燃料が混入されていないことを証明する書類です。 そのため、発電事業者は次のことを実施します。</li> <li>・船便毎に、陸揚げ後の輸入バイオマス燃料について、分析機関によるバイオマス度を測定します。</li> <li>・上記の分析結果等の書面（分析機関発行のバイオマス度測定報告書、輸入数量と内容物を確認した税関が発行する輸入許可通知書など）を保管管理します。 (本記載要領の2. 参考⑮参照)</li> </ul> </li> <li>10. 一般廃棄物によるバイオマス発電 <ul style="list-style-type: none"> <li>10-1. 年間ごみ処理予定量を示す書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(バイオマス燃料の調達及び使用計画書に代えて) 自治体の清掃工場である申請設備における年間ごみ処理予定量を示す書類です</li> </ul> </li> <li>10-2. ごみ組成分析実施予定書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の清掃工場において、ごみの組成分析を実施することを約する書類です。 (本記載要領の2. 参考⑯参照)</li> </ul> </li> <li>10-3. 一般廃棄物処理施設の建設・業務運営委託契約書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の清掃工場の建設及び業務運営に係る申請者(発電事業者)が民間事業者である場合において、当該施設の発電事業者が申請者であることを証するために添付する建設・業務運営委託契約書です。</li> <li>・添付する建設・業務運営委託契約書は、契約書及び添付書類において次の事項を記載した契約条項等の抜粋部分を添付します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般廃棄物処理施設の建設及び業務運営を受託し、発電設備の運転管理を実施すること。</li> <li>② 当該発電設備による売電収入が受託者に帰属すること。</li> <li>③ ごみ組成分析の実施権者が受託者であること。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>10-4. 一般廃棄物処理施設の業務運営委託契約書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の清掃工場に係る申請者(発電事業者)が民間事業者である場合において、当該施設の発電事業者が申請者であることを証するために添付する業務運営委託契約書です。</li> <li>・添付する業務運営委託契約書は、契約書及び添付書類において次の事項を記載した契約条項等の抜粋部分を添付します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般廃棄物処理施設の業務運営を受託し、発電設備の運転管理を実施すること。</li> <li>② 当該発電設備による売電収入が受託者に帰属すること。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>② ごみ組成分析の実施権者が受託者であること。</p> <p>1 1. 一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の設置許可、一般廃棄物処分業若しくは産業廃棄物処分業の許可を受けていることを証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物、産業廃棄物である原料・燃料を発電事業者が加工・処理する場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の設置許可、一般廃棄物処分業若しくは産業廃棄物処分業の許可を受けていることを証する許可証です。</li> <li>既に上記許可を取得している場合は、その許可証（写し）を添付する。</li> <li>申請設備が未設置である等の事情により未取得の場合は、「廃掃法上の誓約書」及び「申請設備の運用に必要な廃掃法上の許可及び許可取得に向けた対応状況」を添付する。</li> <li>誓約書を添付した場合、当該許可を取得後、速やかに許可証（写し）を提出するものとする。</li> </ul> <p>(注) F I T法に基づく事業計画認定を受けた場合であっても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「一般廃棄物処分業若しくは産業廃棄物処分業の許可を取得しない限り、一般廃棄物・産業廃棄物を受入れし、これらを燃料とする発電は行うことができない」ことに留意する。（本記載要領の2. 参考⑰⑱参照）</p>
⑫	第2表	—	<p>※発電設備の区分がバイオマス発電である場合は、必須記入となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料（廃棄物を含む。）について記入します。</li> <li>燃料区分欄には、当該申請設備の燃料区分（申請書内（注3 8）より選択）を記号で記入します。</li> <li>燃料名欄には、当該申請設備が使用する全ての燃料の具体名を記入します。</li> <li>バイオマス比率欄には、バイオマス比率計算方法説明書で計算した数値を記入します。 なお、バイオマス比率は小数第3位（小数第4位を四捨五入）まで記入します</li> <li>バイオマス比率合計欄には、バイオマス比率計算方法説明書で計算した非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記入します。</li> <li>備考欄には、燃料や発電方法について説明すべき事項がある場合に記入します。</li> </ul> <p>※使用燃料がバイオマスである場合は、バイオマスであること又は当該燃料のバイオマス比率が明確であること若しくはバイオマス比率が算定できることが必要です。</p> <p>&lt;備考欄の記載事項の例示&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>助燃剤の使用方法を説明する例：「起動時・停止時のみに使用」</li> <li>燃料区分が「A」のメタン発酵ガスである場合の原料名を記載する例：「畜産糞尿、食品廃棄物」</li> </ul>

## 2. 参 考

### ① 配線図の電力量計、蓄電池等に係る補足説明（記載例）

#### （電力量計の補足説明）

- ・配線図が標準配線図でない場合は、以下のような補足説明を記載する。
- ・取引用電力量計（VCT、MOFを含む）若しくは証明用電力量計（VCT、MOFを含む）を囲み線等で表示し、この表示と補足説明（※図中の余白部に記載する）を引出し線で結ぶ。

#### 1. 申請時に計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置済の場合の記載例

①電力量計の型式番号

②電力量計の検定番号（※1）

③電力量計の有効期限

電気主任技術者（※2） 氏 名 （印） ※押印を忘れないこと。

#### 2. 計量法上の使用の制限を満たす電力量計を今後設置する場合の記載例

当該電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置します。  
設置後は速やかに報告します。

電気主任技術者（※2） 氏 名 （印） ※押印を忘れないこと。

（※1）変成器付計器の場合は合番号を記載する。単独計器の場合は記載不要です。

（※2）電気主任技術者又は発電事業者の職名、氏名を記載して押印をする。

#### （蓄電池、非常用発電機等の補足説明）

- ・蓄電池（※3）、非常用発電機、自家消費電源として再生可能エネルギー発電設備等を設置済若しくは設置する場合には、以下のような補足説明を記載する。

#### 1. 蓄電池が設置済、若しくは設置される場合の記載例

蓄電池の電気は系統線には逆潮しません。

電気主任技術者（※4） 氏 名 （印） ※押印を忘れないこと。

（※3）対象は直流電源装置用蓄電池、内燃機関用蓄電池をいいます。

（※4）電気主任技術者又は発電事業者の職名、氏名を記載して押印をする。

② 電力量計を設置した場合の報告（記載例）

※ 配線図が標準配線図でなく、申請段階において電力量計が特定されていない場合において、電力量計を設置したときは、速やかに電力量計設置報告書を提出する。

電 力 量 計 設 置 報 告 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所  
氏名

印

平成 年 月 日付け〇〇〇〇〇〇〇〇××第 号をもって認定を受けた、再生可能エネルギー発電設備に関する電力量計については、下記のとおり計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置しましたので報告します。

記

- ①設備名称
- ②設備 I D
- ③申請時に当該電力量計を記載した書類名
- ④電力量計の設置年月日
- ⑤電力量計の型式番号
- ⑥電力量計の検定番号（※1）
- ⑦電力量計の有効期限

電気主任技術者（※2） 氏 名 印

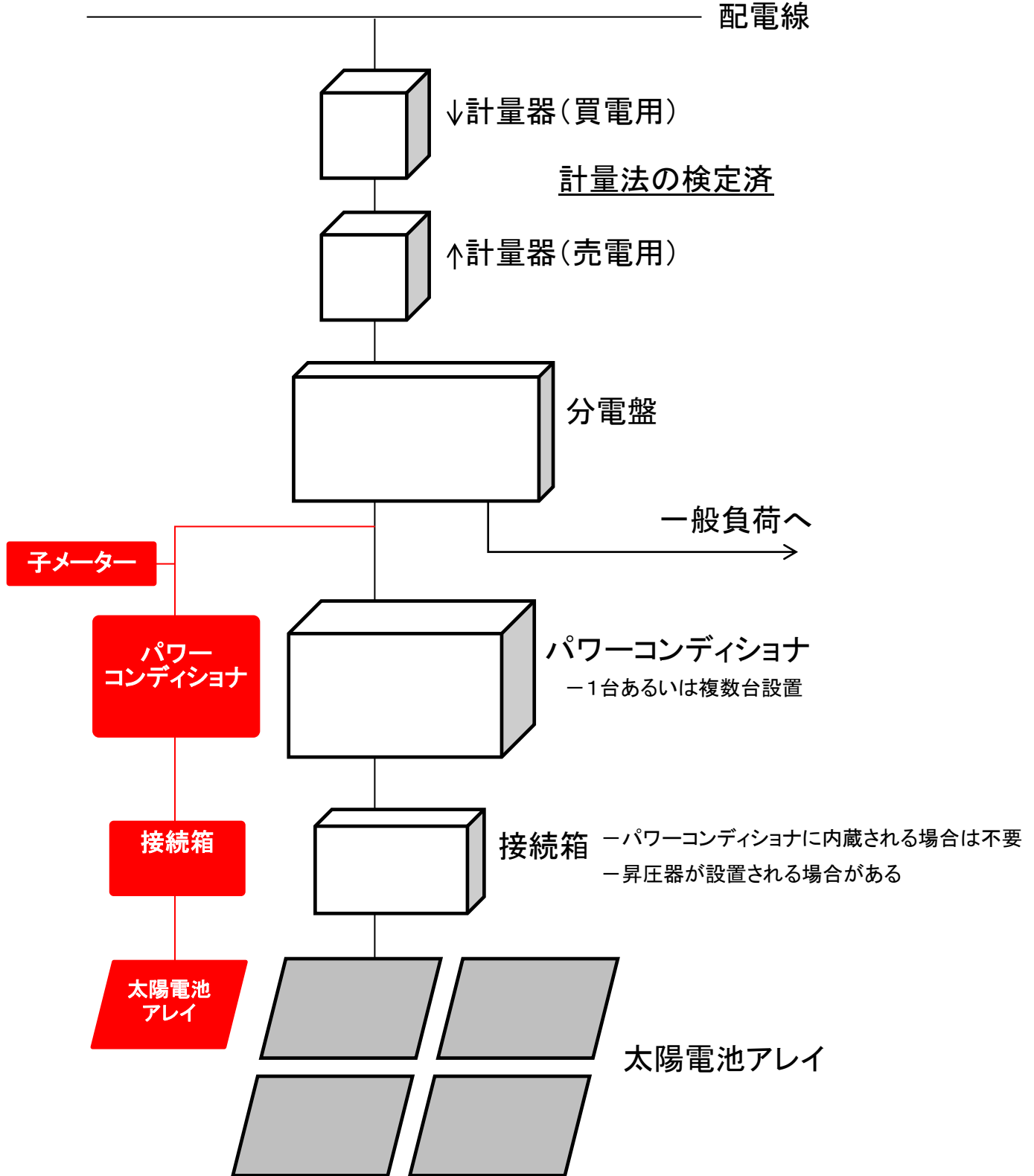
（※1）変成器付計器の場合は合番号を記載。単独計器の場合は記載不要。

（※2）電気主任技術者または発電事業者の記名・押印をお願いします。

③ 太陽光発電設備に係る標準構造図

(太陽光発電設備のみ、余剰配線、50kW未満で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合(計量法の検定済のメーターに限る)

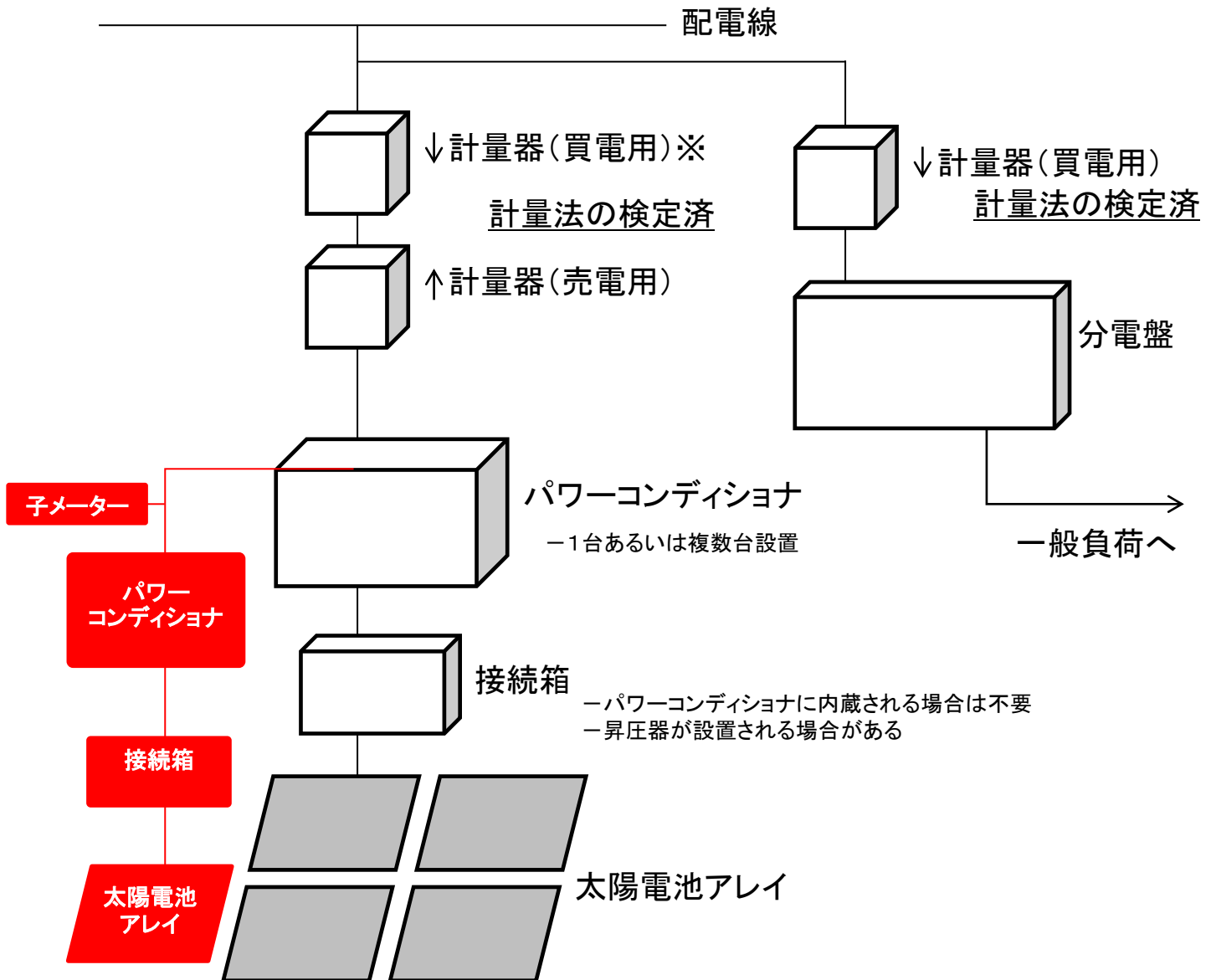




④ 太陽光発電設備に係る標準構造図

(太陽光発電設備のみ、全量配線、50kW未満で接続する場合)

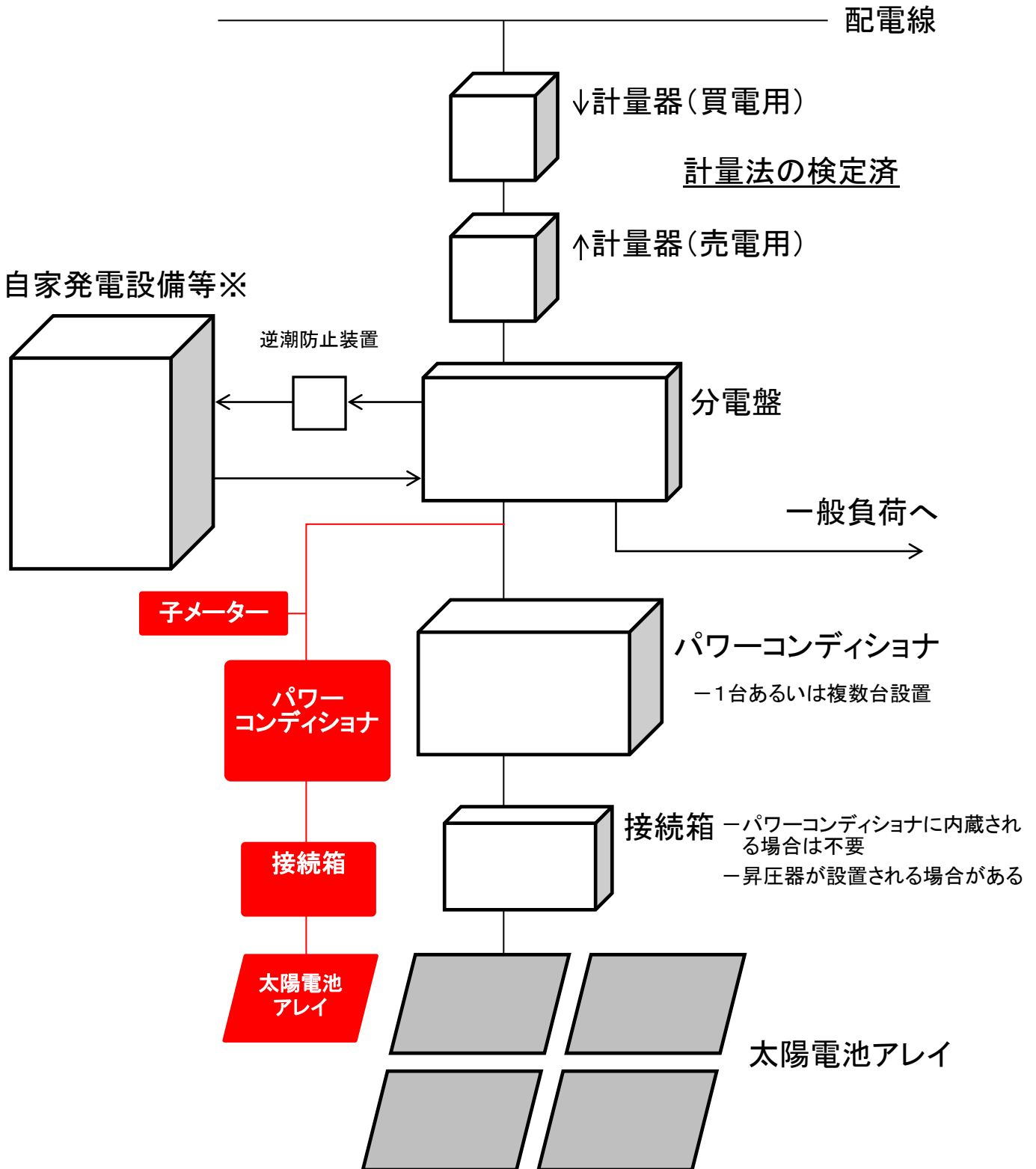
※赤色表示は子メーター計測の場合(計量法の検定済のメーターに限る)



⑤ 太陽光発電設備に係る標準構造図

(自家発電設備等併設 (押し効果あり (W発電))、50kW 未満で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合 (計量法の検定済のメーターに限る)

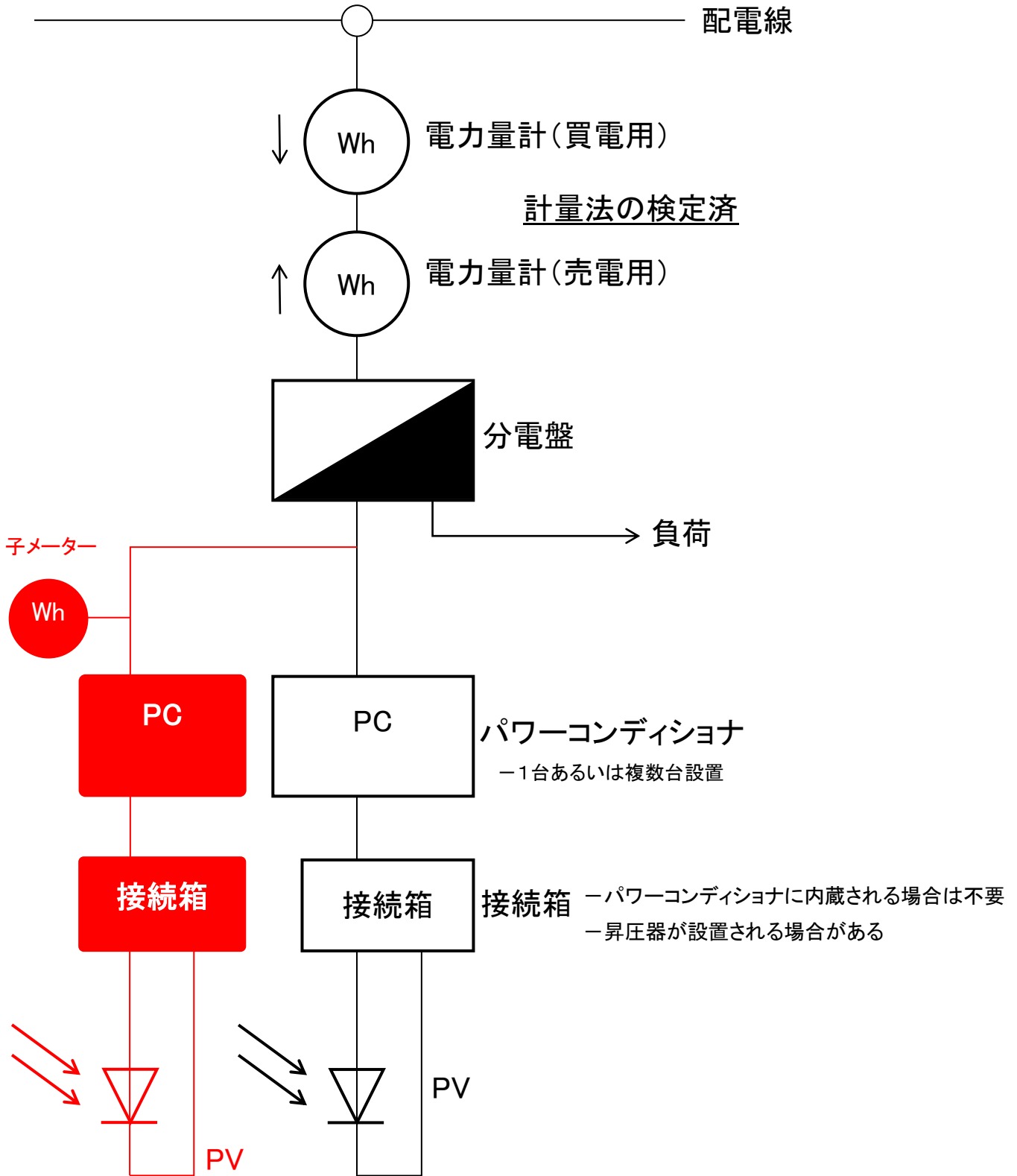


※「自家発電設備等」とは、燃料電池及び蓄電池 (電気自動車やプラグインハイブリッド車に搭載されたものを含む) を指す。

⑥ 太陽光発電設備に係る標準配線図

(太陽光発電設備のみ、余剰配線、50kW未満で接続する場合)

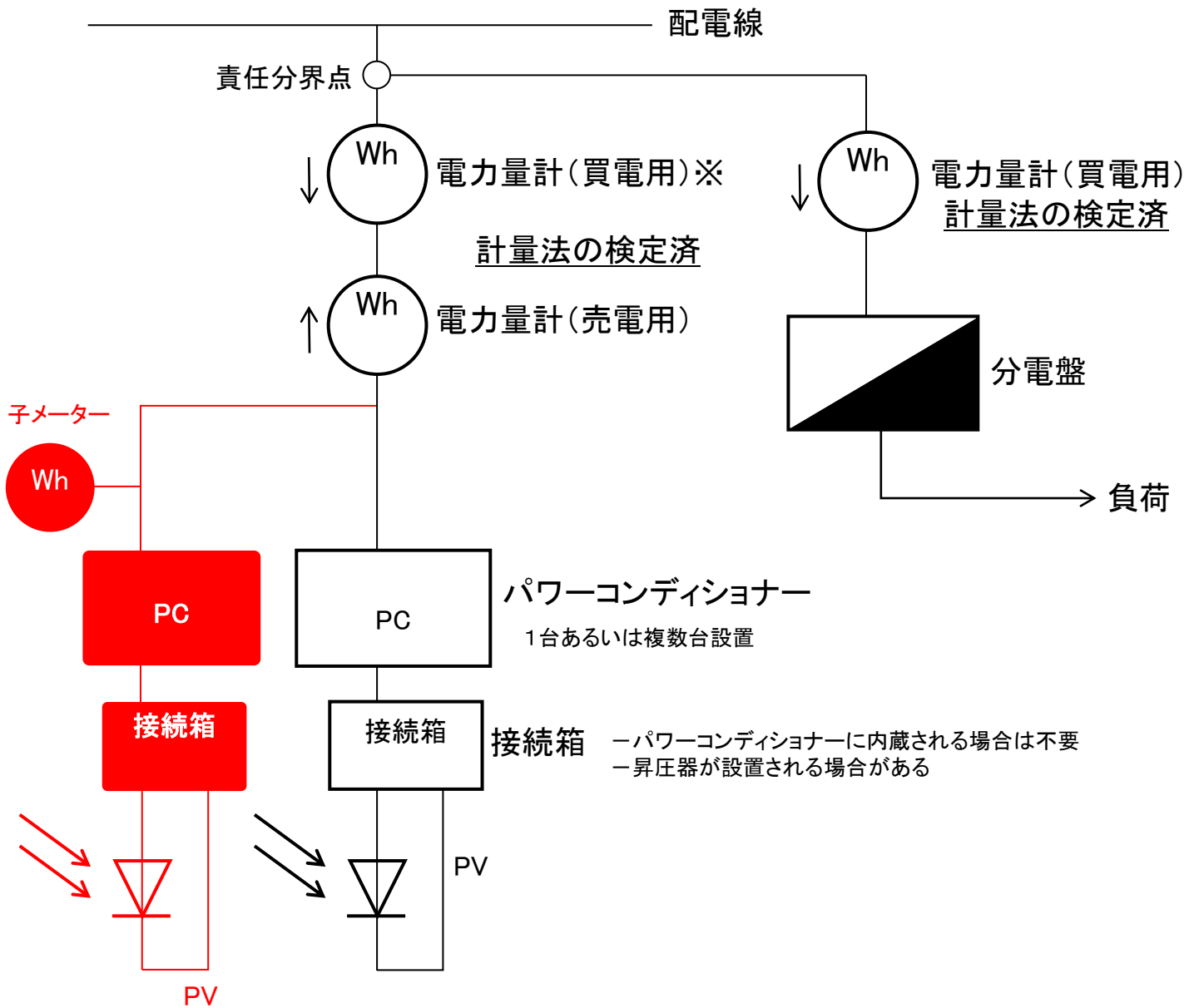
※赤色表示は子メーター計測の場合(計量法の検定済のメーターに限る)



⑦ 太陽光発電設備に係る標準配線図

(太陽光発電設備のみ、全量配線、50kW未満で接続する場合)

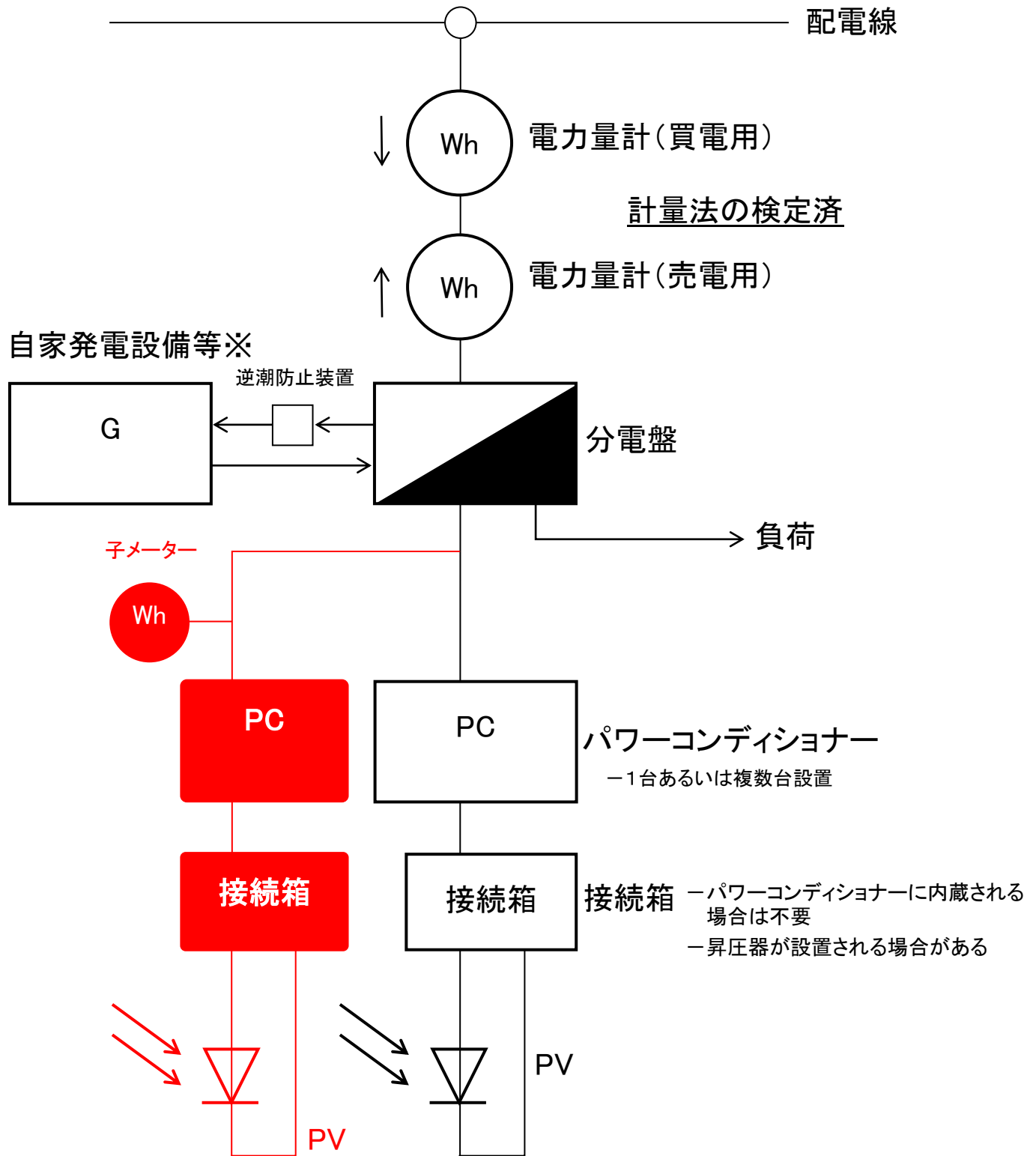
※赤色表示は子メーター計測の場合(計量法の検定済のメーターに限る)



⑧ 太陽光発電設備に係る標準配線図

(自家発電設備等併設 (押し効果あり (W発電))、50kW 未満で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合 (計量法の検定済のメーターに限る)



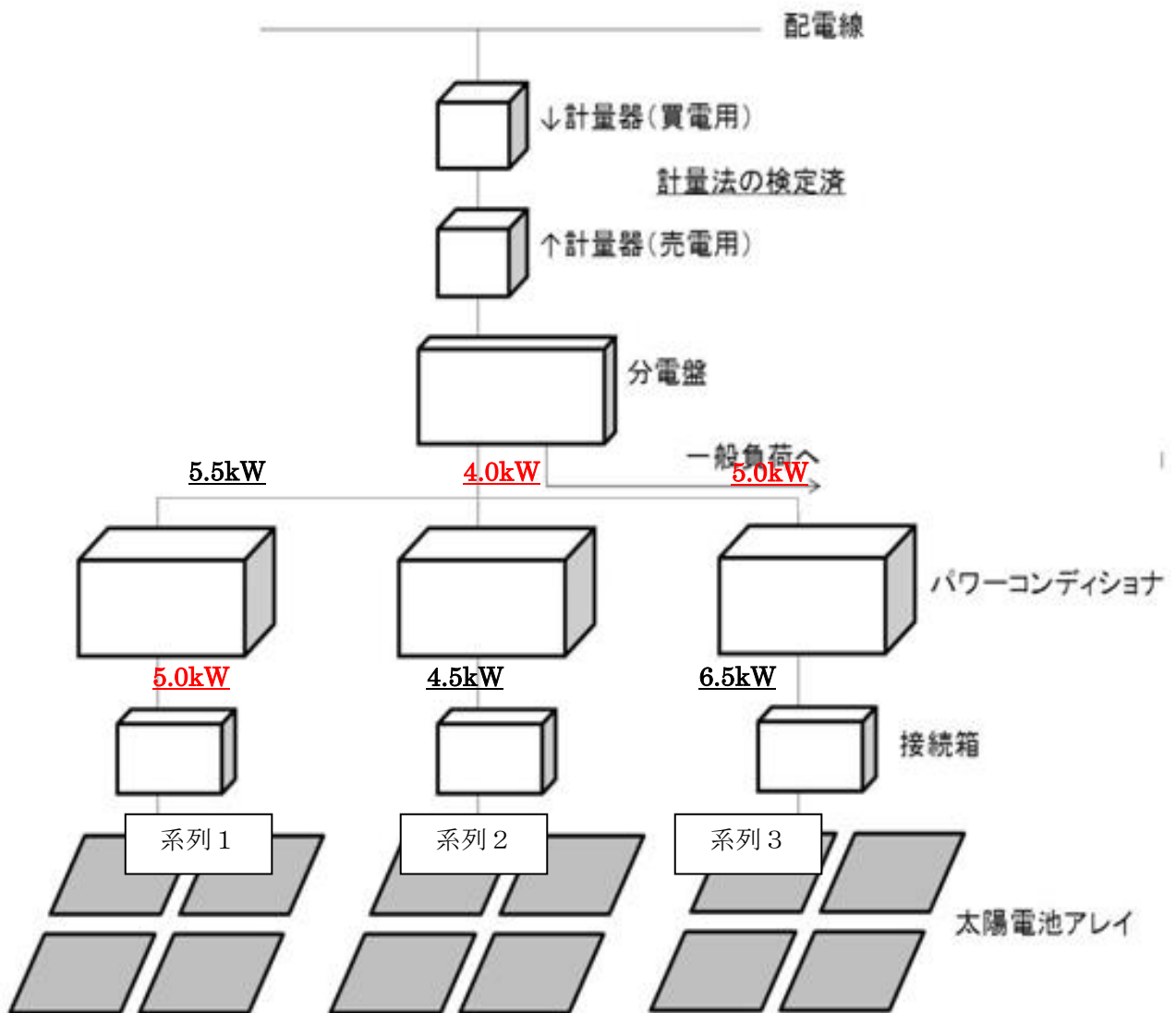
※「自家発電設備等」とは、燃料電池及び蓄電池 (電気自動車やプラグインハイブリッド車に搭載されたものを含む) を指す。

⑨ 太陽光発電設備の発電出力の考え方について

太陽光発電設備における発電出力については太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を申請することとなっていますが、パワーコンディショナーを複数台設置している場合の出力については、各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値をもって申請することとしてください。

例) 以下のようなシステムの場合、申請する際の発電出力は14.0kWとなります。

	系列1	系列2	系列3
太陽光パネルの出力	5.0kW	4.5kW	6.5kW
パワーコンディショナーの出力	5.5kW	4.0kW	5.0kW

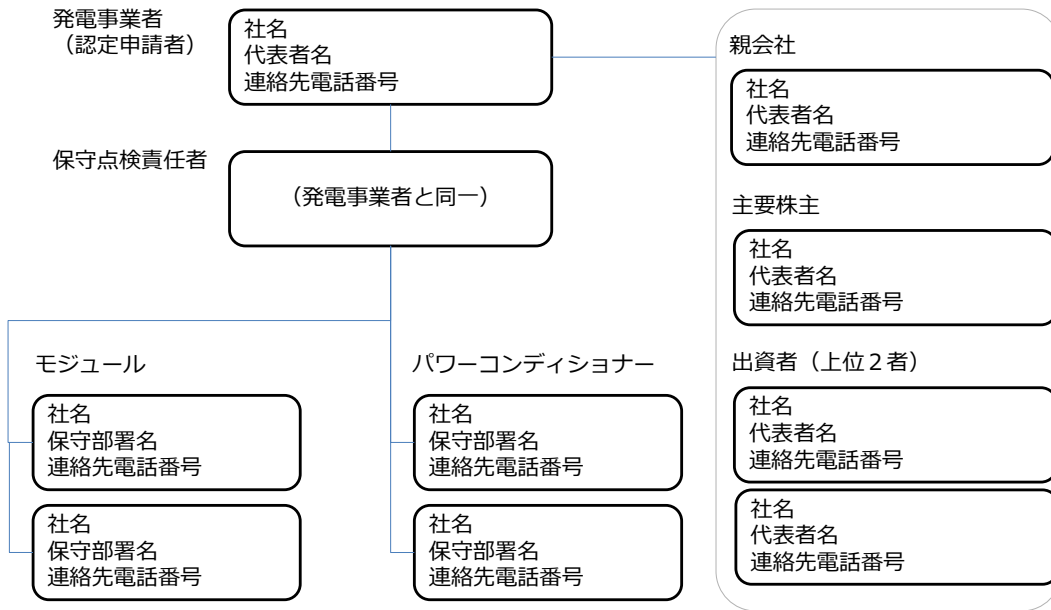


⑩事業実施体制図の例（太陽光発電）

〇〇発電所 事業実施体制図

1. 設備名称  
〇〇発電所
2. 設備の所在地  
〇〇県〇〇市〇-〇
3. 発電事業者名  
〇〇株式会社 代表者名 〇〇〇〇
4. 保守点検責任者  
(発電事業者と同一の場合)  
発電事業者と同一  
(発電事業者以外の場合)  
社名等       △△株式会社  
責任者名 役職名 △△△△ 印（役職印または会社印）
5. 資本関係者  
下記体制表の通り

(体制表参考図)



など

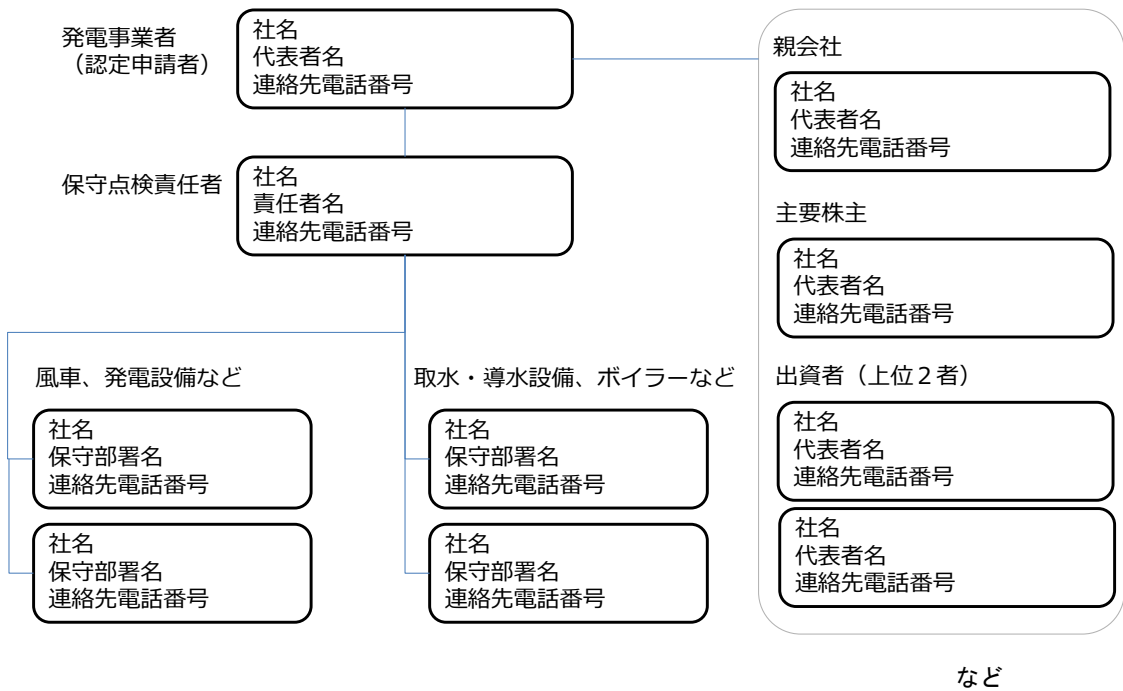
- 上記体制表のとおり調達期間にわたり安定的かつ効率的な再生可能エネルギー電気の供給を維持する体制が国内に備わっています。
- 当該設備に関し、事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生した時の対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制となっています。
- 保守点検責任者が変更となる場合は、変更認定申請書にて速やかに報告します。

⑪事業実施体制図の例（風力・水力・地熱・バイオマス発電）

〇〇発電所 事業実施体制図

1. 設備の名称  
〇〇発電所
2. 設備の所在地  
〇〇県〇〇市〇ー〇
3. 発電事業者名  
〇〇株式会社 代表者名 〇〇〇〇
4. 保守点検責任者  
(発電事業者と同一の場合)  
発電事業者と同一  
(発電事業者以外の場合)  
社名等       △△株式会社  
責任者名 役職名 ×××× 印（役職印または会社印）
5. 資本関係者  
下記体制表の通り

(体制表参考図)



- 上記体制表のとおり調達期間にわたり安定的かつ効率的な再生可能エネルギー電気の供給を維持する体制が国内に備わっています。
- 当該設備に関し、事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生した時の対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制となっています。
- 保守点検責任者が変更となる場合は、変更認定申請書にて速やかに報告します。



⑫ 使用燃料の発熱量等計量分析実施予定書（記載例）

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 事業者名

代表者氏名

印

使用燃料の発熱量等計量分析実施予定書

当該設備で使用する燃料の発熱量、水分率については、次のとおり計量分析を実施します。

1. ○○○○

低位発熱量（乾ベース）については、月1回以上、別添計量分析報告書のとおり計量分析を実施します。

水分率については、月○回以上別添計量報告書のとおり計量分析を実施します。

2. ○○○○

低位発熱量（乾ベース）については、年○回以上別添分析報告書のとおり計量分析を実施します。

○○○○の水分率については、月○回以上の頻度で別添計量報告書のとおり計量分析を実施します。

3. 石炭

低位発熱量（乾ベース）については、搬入の都度、納入事業者から提供を受ける別添分析報告書の高位発熱量（乾ベース）を次式により低位発熱量（乾ベース）に換算します。

水分率については、月○回以上別添計量報告書のとおり計量分析を実施します。

$$\text{低位発熱量 (MJ/t)} = \text{高位発熱量 (MJ/t)} - 2500 \times (9 \times \text{水素分 (\%)} + \text{水分率 (\%)}) / 100$$

(※ 発熱量、水分率の分析項目、分析方法、分析データ等を記載した計量分析報告書のサンプル又はフォーマットを添付する。)

(注)

① 使用する全ての燃料の種類（木質チップ、木質ペレット、PKS等）ごとに発熱量、水分率の計量分析を実施する必要がある。

ただし、一般に周知されている化石燃料（軽油、灯油、天然ガスなど）の発熱量については、計量分析を省略することができる。

② 発熱量の計量分析頻度は、原則として月1回以上とするが、燃料の性状等に応じて分析頻度を調整することができる。

③ 水分率の計量分析頻度は、燃料の性状、保管状況に応じた頻度とする。

⑬ バイオマス比率計算方法説明書（記載例）

1. バイオマス比率の計算方法

燃料区分ごとのバイオマス比率  $\eta_{bX}$  は、それぞれ以下の計算式により求めるものとする。

$$\eta_{bX} = \frac{\sum_{i=X1, X2, X3\cdots} \{Hu_i \times (1 - w_i) - 2500w_i\} \times x_i}{\sum_{i=A, B, C\cdots} \{Hu_i \times (1 - w_i) - 2500w_i\} \times x_i}$$

2. バイオマス比率計算表

供給期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

燃料区分	燃料名 (*1)	低位発熱量 Hu (kJ/kg)	使用量 x (kg)	水分量 w (kg/kg)	熱量 (kJ)	バイオマス 比率 (%)
B	バイオマス燃料A 1					
B	バイオマス燃料A 2					
小計						
C	バイオマス燃料B 1					
C	バイオマス燃料B 2					
小計						
D	バイオマス燃料C					
小計						
F	非バイオマス燃料D					
小計						
計						

(注) バイオマス比率は、%単位の小数第4位を四捨五入し、小数第3位とする。

(\*1) 燃料の種類（木質チップ、木質ペレット、PKS等）ごとの発熱量を記載する。

- ⑭ 他事業者のバイオマスの調達に著しく影響を及ぼすことなく調達することを約する書面（記載例）

## 誓約書

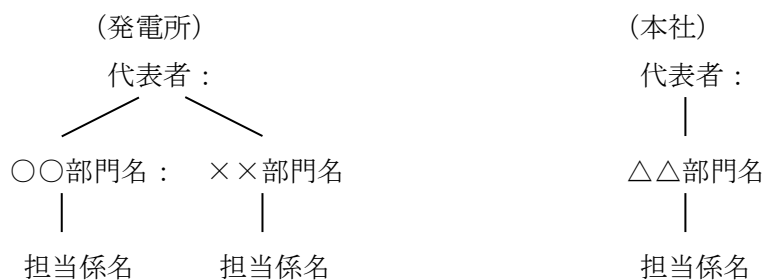
平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 事業者名  
代表者氏名 印

当該申請設備において使用するバイオマス燃料である〇〇〇〇、〇〇〇〇については、同種類のバイオマスを利用する事業者による同種類のバイオマスの調達に著しい影響を及ぼすことなく調達することを誓約します。

なお、このため、以下の社内体制により取り組むこととしています。



〇〇〇部門に帳簿を置き、帳簿には社内体制、バイオマス燃料の種類ごとに、調達エリア、調達先、調達数量、価格等を記載します。

△△△部門において調達先が従前に供給していた供給先を把握した上で契約（変更契約含む）を締結します。

### (運用)

- ① 体制には、最低限、発電所における担当者、部門長、責任者計3者の肩書き及び上位に管理部門が存在する場合にはその担当者、部門長、責任者計3者の役職名を記述すること。
- ② 直接の調達先が商社等仲介業者であっても、一次的な燃料の調達エリア、調達先、調達数量等を把握し、記載すること。

## ⑮ 輸入バイオマス燃料のトレーサビリティ (記載例)

平成 年 月 日

申請者 事業者名

代表者名

印

## 輸入バイオマス液体 (又は炭化) 燃料のトレーサビリティについて

- ① 輸入バイオマス液体 (又は炭化) 燃料を輸送船単位 (又はコンテナ単位) で、国内での陸揚げ後に〇〇〇〇検査機関でバイオマス度、非バイオマス度等の検査を輸入事業者 (又は発電事業者) が実施します。  
この検査は、燃焼開始前に実施し、検査結果証明書 (添付 1 見本\*) を発電事業者が保存します。
- ② 数量と内容物確認のため、税関が発行する輸入許可通知書 (添付 2 見本) を発電事業者が入手し保存します。
- ③ 輸入業者から「船荷証券 (添付 3 見本)」を発電事業者が入手し保存します。

(\*) 最初に輸入する際と 2 回目以降に輸入する際の燃料の検査内容・方法が異なる場合は、その旨記載し、初回の検査結果証明書 (サンプル又はフォーマット) と 2 回目以降の検査結果証明書 (サンプル又はフォーマット) を添付します。

⑩ ごみ組成分析実施予定書（記載例）

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 事業者名  
代表者氏名

印

ごみ組成分析実施予定書

（※ 年間を通じて同一の方法（分析項目）で実施する場合）

当該設備で焼却する一般廃棄物のごみ組成分析については、昭和52年環整第95号の分析方法により、別添ごみ組成分析結果報告書のとおり、毎月1回以上実施します。

（※ごみ組成分析結果報告書のサンプル又はフォーマットを添付する。）

（※ 実施時期により、異なる方法（分析項目）で実施する場合）

当該設備で焼却する一般廃棄物のごみ組成分析については、年4回は昭和52年環整第95号の分析方法により別添1のとおり実施し、年8回はごみ組成分析のみを別添2のとおり実施します。

（※年4回、年8回それぞれのごみ組成分析結果報告書のサンプル又はフォーマットを添付する。）

⑰ 廃掃法上の誓約書（記載例）

誓 約 書

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 事業者名

代表者役職・氏名

印

本申請に係る事業を実施する際に必要となる、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づく（一般廃棄物処分業・産業廃棄物処分業）の許可に関して、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- ① 本申請に対する認定を受けた場合であっても、当該認定が、事業の実施に必要な許可の取得に何ら影響を与えないものであることを理解した上で、本申請に係る事業の開始前に、当該許可を取得いたします。
- ② 当該許可の取得後速やかに、そのことを証する書類を提出いたします。
- ③ 本申請に係る事業の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に反することなく、本申請によって認定を受けた設備の運用を行います。

以上

⑱ 必要な廃掃法上の許可証及び許可証の取得に向けた対応状況（記載例）

申請設備の運用に必要な廃掃法上の許可証及び許可証の取得に向けた対応状況

申請者 事業者名  
代表者氏名 印

申請設備を運用するために必要な廃掃法上の許可と許可取得に向けた対応状況は次のとおりです。

1. 申請設備を運用するために必要な廃掃法上の許可

- ① 一般廃棄物処理施設設置許可
- ② 一般廃棄物処理業許可
- ③ 産業廃棄物処理施設設置許可
- ④ 産業廃棄物処分業許可

2. 1. の許可を取得するための対応状況

- ① 一般廃棄物処理施設設置許可
- ② 一般廃棄物処分業許可
- ③ 産業廃棄物処理施設設置許可
- ④ 産業廃棄物処分業許可

(注)

- ① 1. の許可証の取得が必要な場合は「許可証が必要」、不要な場合は「取得済」、「対象物件なし」、「〇〇の規定により許可不要」などの事情を記載する。
- ② 2. については、取得が必要な許可証を取得するための対応状況を記載する。  
（「事前相談中」、「施設設置許可申請準備中」、「講習会参加申込済」、「講習中」など）